

第8章

参考資料

【みよし広域連合介護保険事業計画策定委員会設置要綱】

【策定委員名簿】

第8章 参考資料

【みよし広域連合介護保険事業計画策定委員会設置要綱】

制定 平成20年8月13日要綱第2号

(設置)

第1条 みよし広域連合(以下「広域連合」という。)は、介護保険法第117条に定める介護保険事業計画の策定及び改定を行うため、みよし広域連合介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、広域連合の介護保険事業計画について検討し、その結果をみよし広域連合長(以下「広域連合長」という。)に報告する。

(委員)

第3条 委員会は、委員20名以内で構成し、委員は次に掲げる者の中から、広域連合長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、福祉、医療関係者
- (3) その他広域連合長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、広域連合長に対し、第2条の規定による報告を行った時点をもって終了するものとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、みよし広域連合介護保険センターに置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。
附 則（平成 23 年 5 月 1 日要綱第 3 号）
この要綱は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

【策定委員名簿】

委員構成	氏 名	所 属
学識経験者	中川 洋一	三好保健所長
	宮成 文隆	徳島県西部総合県民局保健福祉環境部副部長
保健関係者	川上 清美	徳島県市町村保健師連絡協議会三好支部長
	加藤 八重子	東みよし町健康づくり課保健師
福祉関係者	◎田中 一幸	三好市福祉事務所長
	谷口 博人	三好市長寿・障害福祉課長
	○住友 光弘	東みよし町福祉課長
	菅井 弘昭	三好市民生委員児童委員協議会会長
	川野 悦博	東みよし町民生委員児童委員協議会会長
	瀧川 昌彦	三好市社会福祉協議会事務局長
	藤内 則康	東みよし町社会福祉協議会事務局長
	片山 健一	みよし地域包括支援センター主幹
	荒岡 晶子	東みよし町包括支援センター長
医療関係者	内田 知行	三好市医師会会長（内田医院）
	田岡 清三郎	三好市医師会顧問（田岡医院）
	秋田 一郎	三好歯科医師会会長（秋田歯科医院）
被保険者代表	松林 廣義	三好市老人クラブ連合会会長
	武田 カネ子	東みよし町老人クラブ連合会会長

◎…委員長 ○…副委員長